令和8年 富士見町 訓令　　第　11　号

富士見町職員提案規程の全部を改正する規程をここに公布する。

令和8年10月19日

富士見町長　　渡　辺　　葉

富士見町訓令第11号

富士見町職員提案規程の全部を改正する規程

富士見町職員提案規程(昭和45年富士見町訓令第2号)の全部を改正する。

(目的)

第1条　この規程は、職員に対して、町の行政への主体的な参画を促し、職員提案を奨励することにより、職員の意識改革及び組織の活性化を図り、もって行政の効率化及び住民サービスの向上に寄与することを目的とする。

(職員提案の要件)

第2条　職員提案は、具体的かつ建設的なもので、次に定める事号のいずれかに該当するものとする。ただし、職員提案を行う者の所属する部署が所管する事業及び業務に直接関係するものは、対象としない。

(1)　住民サービス及び町のイメージの向上に関するもの

(2)　町の活性化及びまちづくりの推進に関するもの

(3)　事務の能率の向上に関するもの

(4)　執務環境の改善に関するもの

(5)　経費の節減及び収入の増加に関するもの

(6)　町の発展又は住民生活の向上に関するもの

(提案者の資格)

第3条　職員提案を行うことができる者は、常勤の正規職員とする。

2　職員提案は、2人以上の者が共同で行うことができる。

(職員提案の時期)

第4条　職員提案は、随時行うことができるものとする。ただし、町長が特に必要があると認める場合は、特定の事項について期間を定めて募集することができるものとする。

(職員提案の方法)

第5条　職員提案を行う者(以下「提案者」という。)は、職員提案書(様式第1号)に必要事項を記入し参考資料等を添えて、総務課長を通じて町長に提出するものとする。

(職員提案の受理)

第6条　総務課長は、前条の職員提案を受理したときは、職員提案整理簿(様式第2号)に登録するものとする。

(職員提案の1次審査)

第7条　提出された職員提案は、総務課長による1次審査を行い、次の各号のいずれかに該当する場合は、不採用として次条に規定する職員提案審査会に報告するものとする。

(1)　具体性に欠ける等、明らかに実現不可能であると判断されるもの

(2)　第3条に規定する職員提案ではないもの

(3)　人事及び給与に関するもの

(4)　要望、苦情、不平及び不満に類するもの

(5)　既に職員提案又は実施済のもの

(職員提案審査会)

第8条　職員提案の2次審査及び褒賞区分に関する審査のため、職員提案審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2　審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

3　会長に町長、副会長に副町長をもって充てる。

4　委員は、教育長、総務課長、企画財政課長及び会長が指名する職員をもって充てる。

5　審査会は、審査にあたり必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができるものとする。

6　審査会の庶務は、総務課において処理する。

(職員提案の2次審査)

第9条　職員提案の2次審査は、提案者によるプレゼンテーションを行うものとする。

2　審査会は、職員提案について職員提案審査基準(別表第1)により審査し、採否について次のいずれかの決定をするものとするとともに、褒賞基準(別表第2)により褒賞区分を決定するものとする。

(1)　採用　全部又は一部について実施することが適当と認められるもの

(2)　不採用　実施が不可能又は不適当と認められるもの

3　審査結果は、庁議に報告するものとする。

(審査結果の通知)

第10条　総務課長は、職員提案の審査結果を職員提案審査結果通知書(様式第3号)により、提案者に通知するものとする。この場合において、審査結果が不採用であるときは、その理由を明記するものとする。

(褒賞)

第11条　町長は、第9条第3項の規定により決定された褒賞区分により、提案者を褒賞するものとする。

2　褒賞は、予算の範囲内において授与するものとする。

（採用された職員提案の実施等）

第12条　町長は、採用と決定された職員提案のうち政策に係るものについて、当該職員提案の実施についての具体的な検討を行うものとする。

2　総務課長は、採用と決定された職員提案のうち事務改善に係るものの実施について、所管課長に指示するものとする。

3　前項の指示を受けた所管課長は、その全部又は一部を実施するものとする。

（補則）

第13条　この規程に定めるもののほか、職員提案に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この規定は、公布の日から施行する。

別表第1（第9条関係）

職員提案審査基準

審査指標	非常に高い等	高い等	多少ある等	低い等
実施の効果	10～８	７～５	４～２	1
実施の重要性	10～８	７～５	４～２	1
実現性	10～８	７～５	４～２	1
経済性	10～８	７～５	４～２	1
創造性	10～８	７～５	４～２	1

別表第2（第9条関係）

褒賞基準

区分	基準	褒賞
最優秀賞	委員の平均評点数が40点以上	30,000円相当の品
優秀賞	最優秀賞を除き、委員の平均評点数が30点以上	10,000円相当の品
奨励賞	最優秀賞及び優秀賞を除き、委員の平均評点数が20点以上	3,000円相当の品